



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
10月21日 (火)
第649号

目 次

告 示

○土地改良区定款変更の認可.....	775
○道路の区域の変更.....	775
○道路の供用開始.....	775

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請.....	776
--------------------------	-----

告 示

栃木県告示第448号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年10月21日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
うつのみや中央土地改良区	令和 7 (2025) 年10月 7 日

(農地整備課)

栃木県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 7 (2025) 年10月21日から同年11月19日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 (2025) 年10月21日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮今市線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
70	前	宇都宮市駒生町1803- 1 から 宇都宮市駒生町2443- 3 まで	7.1 ～ 8.8	80.0	
	後	宇都宮市駒生町1803- 1 から 宇都宮市駒生町2443- 3 まで	7.3 ～ 9.7	80.0	

栃木県告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 7 (2025) 年10月21日から同年11月19日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 (2025) 年10月21日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
70	主 要 地 方 道 宇 都 宮 今 市 線	宇都宮市駒生町1803- 1 から 宇都宮市駒生町2443- 3 まで	令和 7 (2025) 年 10月21日

(道路保全課)

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 1 項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第 2 項において読み替えて準用する同法第38条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 (2025) 年10月21日

栃木県知事 福 田 富 一

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農 地 の 所 在 及 び 地 番	地目	面積（平方メートル）
宇都宮市西刑部町3359番	田	3,983.00
小山市大字寒川字水越942番 1	田	2,031.00
小山市大字寒川字水越942番 2	田	135.00
芳賀郡市貝町大字上根字海道際422番 1	畑	1,133.00
芳賀郡市貝町大字上根字海道際439番 1	畑	249.00
芳賀郡市貝町大字上根字五斗蒔174番 1	田	1,663.00
那須郡那須町大字沼野井字山下795番 1	田	3,680.00
那須郡那須町大字沼野井字山下795番 2	田	3,425.00
那須郡那須町大字沼野井字本郷835番 1	田	4,156.00
那須郡那須町大字沼野井字本郷835番 2	田	3,106.00
那須郡那須町大字沼野井字本郷894番	田	5,097.00
小山市大字島田字天王1585番	田	336.00
小山市大字島田字天王1591番	田	7,252.00
小山市大字島田字天王1639番	田	5,750.00
小山市大字島田字天王東2816番	田	3,305.00
矢板市泉字欠場338番 1	田	1,293.00
矢板市泉字欠場338番 2	田	833.00
矢板市泉字欠場338番 3	田	2,077.00
矢板市泉字欠場338番 4	田	2,103.00

矢板市泉字欠場338番 5	田	658.00
栃木市岩舟町古江字前田123番	田	1,229.00
小山市大字白鳥字分前556番	田	4,893.00
小山市大字白鳥字分前557番	田	5,000.00

2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地及び耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と見込まれる農地

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

当該農地は地域計画区域内の農地であり、農地中間管理機構が定める農地中間管理事業規程第4条第1項第1号の規定に基づく基準に適合するため。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農 地 の 所 在 及 び 地 番	利 用 権 の 始 期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
宇都宮市西刑部町3359番	令和 8 (2026) 年 1 月 1 日	10年	131,430円
小山市大字寒川字水越942番 1	令 和 8 (2026) 年 1 月 1 日	10年	69,310円
小山市大字寒川字水越942番 2			
芳賀郡市貝町大字上根字海道際422番 1	令 和 8 (2026) 年 1 月 1 日	10年	130,000円
芳賀郡市貝町大字上根字海道際439番 1			
芳賀郡市貝町大字上根字五斗蒔174番 1			
那須郡那須町大字沼野井字山下795番 1	令 和 8 (2026) 年 1 月 1 日	10年	1,401,400円
那須郡那須町大字沼野井字山下795番 2			
那須郡那須町大字沼野井字本郷835番 1			
那須郡那須町大字沼野井字本郷835番 2			
那須郡那須町大字沼野井字本郷894番			
小山市大字島田字天王1585番	令和 8 (2026) 年 1 月 1 日	5 年	394,015円
小山市大字島田字天王1591番			
小山市大字島田字天王1639番			
小山市大字島田字天王東2816番			
矢板市泉字欠場338番 1	令和 8 (2026) 年 1 月 1 日	5 年	174,100円
矢板市泉字欠場338番 2			
矢板市泉字欠場338番 3			
矢板市泉字欠場338番 4			
矢板市泉字欠場338番 5			

栃本市岩舟町古江字前田123番	令和 8 (2026) 年 2 月 1 日	4 年 11か月	6,145円
小山市大字白鳥字分前556番	令和 8 (2026) 年 1 月 1 日	3 年	94,971円
小山市大字白鳥字分前557番			

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 7 (2025) 年11月 4 日

(2) 提出先

栃木県農政部農政課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の申請に係る農地の利用状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

（農政課）